

裁判所に



代表例

持ち込めないもの

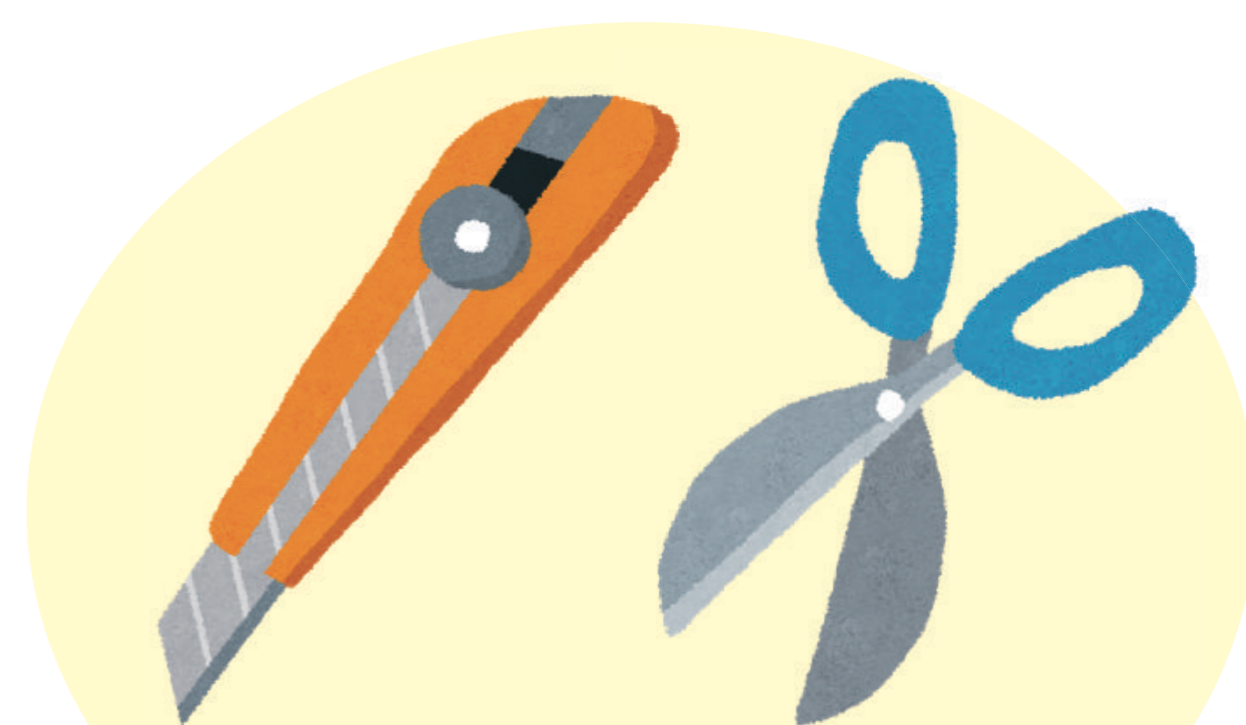
銃器、凶器、爆発物



けん銃、猟銃など
(模造物を含む)



ナイフ、包丁



カッター、はさみ



ガスボンベ、スプレー缶、火薬類



スタンガン、ヌンチャク、警棒など

※法令違反の疑いがある場合には、警察に通報します。

写真機、録音機



カメラ



レコーダー

※これらのものは、裁判所(敷地を含む。)では使用できず、原則として持ち込むことはできません。ただし、かばんや収納ケースにしまっていたら、持ち込むことはできます(撮影機能や録音機能がついた携帯電話やスマートフォン等は、それらの機能を使用しないことを前提に持ち込むことができます。)

※以上のほか、旗、のぼり、プラカード、はちまき、ゼッケン、腕章その他これらに類する物も、裁判所に持ち込むことはできません。